

岡山県地球温暖化防止行動計画（事務事業編）  
（第4期グリーンオフィス推進プログラム）

平成23年11月

岡 山 県

# 目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 基準年及び計画期間	2
4 対象範囲	3
5 推進体制	3
6 評価・公表の手続き	4
第3章 第3期G O Pに基づく取組実績	5
1 温室効果ガス排出削減の実績	5
2 主な環境負荷要因	5
3 温室効果ガス排出量の推移等	6
4 省エネ等の取組	6
第4章 削減目標の設定	9
1 目標設定に係る対象範囲	9
2 温室効果ガス排出量の削減目標	9
3 主な環境負荷要因の取組目標	10
第5章 具体的な取組	12
1 基本方針	12
2 重点取組事項	12
3 具体的な取組項目	13
(参考) 県の率先行動	23
<資料編> 温室効果ガス排出量の現状	24

# 第1章 計画策定の背景

岡山県では、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であり、これを将来の世代に継承する責任を果たすことや、行政だけでなく県民や事業者などすべての構成員の参加のもとで、人と自然との共生が確保され持続的な発展が可能な社会を構築すること、地球環境保全を積極的に推進することなどを基本理念として、「岡山県環境基本条例」を制定し、その基本的かつ総合的な計画として平成10年3月に策定した「岡山県環境基本計画－エコビジョン2010」に基づき、県民、事業者、行政が一体となって環境保全の取組を推進してきた。

これにあわせ、県自らも事業者・消費者のひとりとして、環境に配慮した事業活動・消費活動を実行するため、平成10年度にグリーンオフィス推進プログラム（以下「GOP」という。）を策定し、平成11年度から平成22年度までの3期にわたり、県の全ての課室及び出先機関等において環境負荷の低減に努めてきた。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の施行により、地方公共団体に温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）の策定が義務付けられたことに伴い、平成13年度からは、県の事務事業に関する温室効果ガス排出抑制の計画をGOPの中に盛り込んで、自らの温室効果ガス排出削減にも取り組んできた。

さらに、平成20年3月には、社会情勢や環境を取り巻く状況変化を踏まえて、平成32年度を展望した新たな計画として「新岡山県環境基本計画－エコビジョン2020」を策定し、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現に向けた取組を進めることとし、平成23年10月には、家庭部門や産業部門を含めた岡山県区域全体における温室効果ガス排出の抑制等に関する新たな計画である「岡山県地球温暖化防止行動計画（以下「区域施策編」という。）」を策定し、県民、事業者、行政など各主体が連携・協力し、地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進することとした。

こうした新たな環境基本計画や区域施策編の策定を踏まえ、県の事務事業における環境配慮の一層の推進と、県自らの温室効果ガス排出量の抑制を図るため、第4期のGOPとなる「岡山県地球温暖化防止行動計画（事務事業編）」を策定する。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の目的

- (1) この計画は、県自らが事業者・消費者のひとりとして、環境に配慮した事業活動・消費活動を実践し、本県の恵まれた環境を将来の世代に継承する責任を果たすとともに、地球温暖化防止などの環境の保全に積極的に貢献することを目的とする。
- (2) 県が率先して環境配慮活動を実践することにより、地球温暖化対策をはじめとする環境配慮の県民運動等について、一層の普及拡大を図ることを目的とする。

### 2 計画の位置付け

- (1) この計画は、県の事務事業に関し、温対法第4条第2項及び第20条の3第1項に基づく温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全・強化のための措置並びにグリーン購入を推進するための基本的事項を組み込んだ「地方公共団体実行計画（事務事業編）」である。
- (2) この計画は、「岡山県環境基本条例」、「新岡山県環境基本計画－エコビジョン2020」及び新岡山県環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の「環境方針」を踏まえ、地球温暖化対策をはじめとする環境保全に関する県としての率先行動を定めた計画である。
- (3) この計画は、県の事務事業に関し、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネの取組と連携した計画である。

### 3 基準年及び計画期間

基準年を平成22年度、計画期間を平成23年度から平成28年度の6年間とし、計画期間中のできる限り早い時期に目標を達成するよう努める。

また、温室効果ガス排出量目標の設定にあたっては、区域施策編との整合を図るため、比較可能な最も古いデータである平成12年度の県排出量との比較も併せて行う。

なお、計画内容については、計画期間中であっても、実施状況や技術進歩、社会情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行う。

基準年	： 平成22年度
計画期間	： 平成23年度 ～ 平成28年度（6年間）

## 4 対象範囲

### (1) 組織

知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先機関等（学校、警察署等を含む。）とする。

### (2) 事務事業

県の行う事務事業（事務事業の一部や各段階を含む。）全般とする。

なお、県営住宅、職員宿舎、寄宿舍等の生活施設や、指定管理者施設、委託施設など外部への委託等により実施する事業については、入居者の生活や受託者の活動に基づく活動であるため計画の対象としないが、指定管理者施設等の受託者に対しては、温室効果ガスの排出抑制をはじめ環境配慮の取組を講ずるよう要請を行う。

### (3) 対象とする温室効果ガス

温対法で定められた次の6種類とする。

- 1) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- 2) メタン（CH<sub>4</sub>）
- 3) 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- 4) ハイドロフルオロカーボン類（HFC）のうち政令で定めるもの
- 5) パーフルオロカーボン類（PFC）のうち政令で定めるもの
- 6) 六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

ただし、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄については、県の事務事業から特に排出が見込まれないことから対象外とする。

### (4) 温室効果ガス排出量の算定

県の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量については毎年度算定する。

（算定方法）

温室効果ガスを排出する活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数\*

※ 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化にもたらす効果を二酸化炭素に換算して表示したもの。  
（二酸化炭素(1)、メタン(21)、一酸化二窒素(310)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC-134a(1300))

## 5 推進体制

この計画は、EMSに基づくPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施及び運用）、Check（点検及び是正）、Act（見直し））により、継続的な改善を行う。

また、省エネ法に基づくエネルギー管理組織と情報を共有し、連携した取組を進める。

## 6 評価・公表の手続き

この計画の評価は、EMSに基づく外部評価委員会の意見を踏まえて、政策推進会議（岡山県政策推進会議設置要綱に基づく会議）で行うこととする。

また、温室効果ガス排出量、計画の実績及び評価は、県ホームページ及び岡山県環境白書において毎年公表する。

## 第3章 第3期GOPに基づく取組実績

### 1 温室効果ガス排出削減の実績

#### (1) 温室効果ガス削減の取組目標

4. 2%削減（平成16年度～平成22年度）

#### (2) 温室効果ガス排出量削減の実績

11. 5%を削減し、取組目標を達成（57,700 → 51,093 t-CO<sub>2</sub>）

（温室効果ガス排出量の内訳）

排出要因	温室効果ガスの種類	排出量(t-CO <sub>2</sub> )		増減率(%)	備考
		平成16年度	平成22年度		
燃料の使用 (ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガス、ジェット燃料油)	CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	19,510	13,805	△29.2	自動車、船舶、ヘリコプター、庁舎用、農作業その他業務用燃料等
電気の使用※	CO <sub>2</sub>	35,488 (43,546)	35,087 (40,921)	△1.1 (△6.0)	庁舎設備等での使用
その他	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O HFC-134a	2,702	2,201	△18.5	自動車の排気ガス、カーエアコンからの漏出、家畜のふん尿
合計※		57,700 (65,758)	51,093 (56,927)	△11.5 (△13.4)	平成22年度目標：△4.2% (△2.9%)

注) 1 ※ ( ) 内は、道路照明、信号機、滑走路照明の使用・維持によるものを含む。

2 排出量の算出は平成14年度の排出係数を用いている。

### 2 主な環境負荷要因

負荷要因	使用量等		増減率(%)	平成22年度目標(%)	備考
	平成16年度	平成22年度			
自動車燃料使用量(L)	2,860,862	2,473,894	△13.5	△1.0	ガソリン・軽油
庁舎用燃料使用量(L)	2,269,113	1,539,335	△32.2	△11.9	灯油・A重油
電力使用量(kWh)※	93,882,620 (115,202,248)	86,693,025 (108,257,162)	△7.7 (△6.0)	△1.2 (0.3)	自家用発電は除く
複写機用紙の使用量(枚)	111,260,476	<u>115,692,656</u>	4.0	△4.9	
事務用封筒の使用量(枚)	743,519	495,182	△33.4	△8.4	角形一般文書用
水道水の使用量(m <sup>3</sup> )	1,223,717	988,413	△19.2	△1.3	
廃棄物の排出量(kg)	2,545,212	<u>2,249,888</u>	△11.6	△14.0	

注) 1 ※ ( ) 内は、道路照明、信号機、滑走路照明の使用・維持によるものを含む。

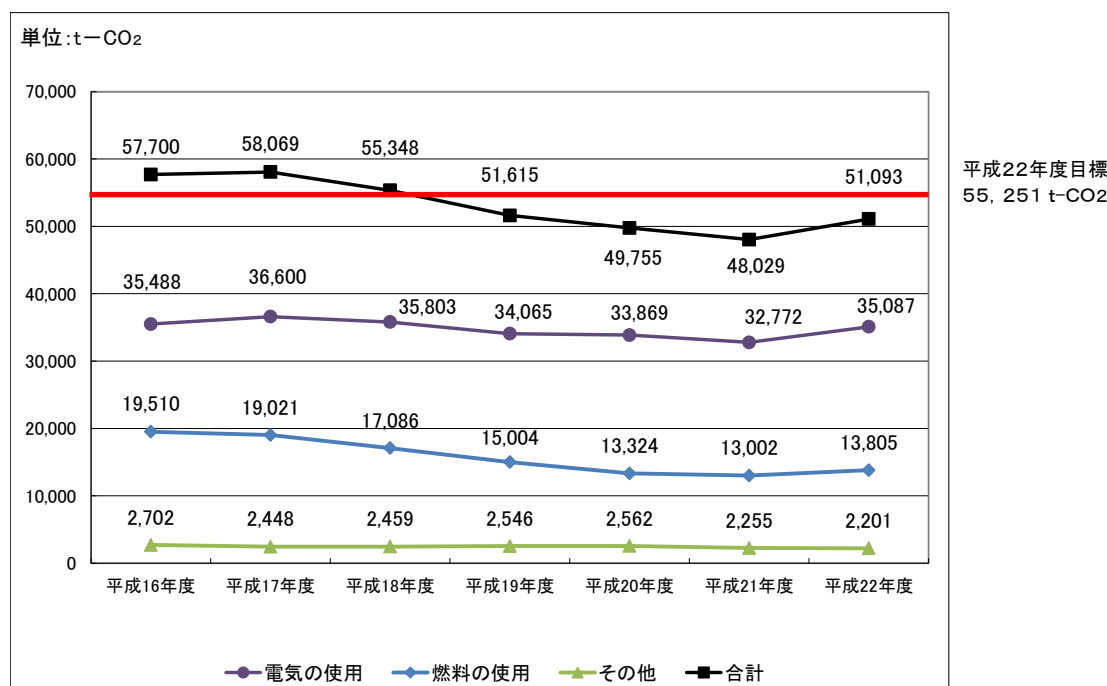
2 アンダーラインは、未達成の項目

### 3 温室効果ガス排出量の推移等

(要因別温室効果ガスの排出状況)

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

排出要因	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電気の使用	35,488	36,600	35,803	34,065	33,869	32,772	35,087
燃料の使用	19,510	19,021	17,086	15,004	13,324	13,002	13,805
その他	2,702	2,448	2,459	2,546	2,562	2,255	2,201
合計	57,700	58,069	55,348	51,615	49,755	48,029	51,093



注) 排出量の算出は、期間内の取組結果を比較するため、第3期GOP策定時に使用した平成14年度排出係数を用いている。

### 4 省エネ等の取組

第3期GOPにおいては、平成18年度から平成22年度の5年間に、節電など様々な省エネの取組、電気自動車や太陽光発電の導入などを行い、温室効果ガスの削減を図るとともに、グリーン購入の推進、公共事業における環境配慮の取組などを実施した。その主な取組を以下に示す。

また、この期間には平成20年12月に策定した岡山県行財政構造改革大綱2008等に基づき、県の事務事業の見直しや県組織の統廃合など、様々な事業や組織のスリム化等の見直しも行われた。

#### (1) 物品等やサービスの購入に当たっての取組

- ・グリーン購入の推進
- ・低燃費車、電気自動車等の導入 等

#### (2) 物品等やサービスの使用に当たっての取組

- ・両面印刷や縮小印刷、裏紙利用の推進
- ・再利用封筒の使用



- ・昼休みの一斉消灯、残業時の不要箇所の消灯など不要な照明の消灯
- ・クールビズ、ウォームビズの実施
- ・エコドライブの実施 等

(3) 庁舎等の管理に当たっての取組

- ・省エネルギー診断の実施
- ・太陽光発電など新エネルギーの導入
- ・照明の高効率蛍光灯、LED照明への更新
- ・冷暖房機器の高効率機器への更新、熱源の灯油から電気への変更 等

(4) その他の環境保全の推進

- ・岡山県環境配慮公共事業ガイドラインに基づく取組の実施
- ・ごみの分別の徹底
- ・不用品の再利用の推進 等

(省エネルギー設備等の導入事例)

(平成22年度末現在)

種別	施設名	概要	所在地	設置年度
LED照明	岡山県庁舎	1F 県民室入口 6灯	岡山市	H22年度
	井笠地域事務所	外灯 3灯	笠岡市	H22年度
	岡山空港管理事務所	誘導路中心線灯 55灯	岡山市	H22年度
	岡南飛行場管理事務所	航空障害灯 2灯	岡山市	H 9年度
	きびプラザ (吉備高原都市センター区広場)	100灯	吉備中央町	H22年度 ※
	岡崎嘉平太記念館	展示室スポットライト 6灯	岡山市	H21年度 ※
	ルネスホール (おかやま旧日銀ホール)	多目的室など 39灯	岡山市	H22年度 ※
	天神山文化プラザ	案内表示板 2灯	岡山市	H22年度 ※
	テレポート岡山	天井 16灯	岡山市	H22年度 ※
	道路照明(国道429号)	道路照明 18灯(実証実験)	倉敷市	H22年度
	岡山県総合グラウンド	園路など ハイブリッド照明 6基 (太陽光・風力発電を利用した 夜間照明設備)	岡山市	H16~21年度 ※
	水島港ハーバーアイランド エコパーク	ハイブリッド照明 13基	倉敷市	H19年度
	倉敷マスカットスタジアム	外灯 16灯、事務室 70灯	倉敷市	H20~22年度 ※
	後楽園	駐車場足下照明 19灯	岡山市	H22年度
	工業用水道事務所 鶴新田浄水場	管廊照明 21灯	倉敷市	H22年度
	工業用水道事務所 西之浦浄水場外	誘導灯 45灯	倉敷市	H22年度
信号機	信号灯器 13,089灯 (LED化率 36.8%)	県下全域	H17年度以降更新	
交番・駐在所	赤色灯 28灯	県下全域	H18年度以降新築について導入	
高効率蛍光灯	岡山県庁舎 等	インバータ蛍光灯の導入等	県下全域	H13年度から県庁舎等に逐次導入
電気自動車	本庁、県民局、地域事務所	20台(リース)	県下全域	H21年度

※ 指定管理者施設及びPFI施設

(新エネルギーの主な導入状況) (平成22年度末現在)

種別	施設数	出力(kW)
太陽光発電	28	2,497.2
小水力発電	11	2,911.0
バイオマス発電	1	9.8
計	40	5,418.0

(新エネルギーの主な導入施設) (平成22年度末現在)

種別	施設名	所在地	出力(kW)	設置年度	
太陽光発電	岡山県庁舎	岡山市	20	H5年度	
	テクノサポート岡山	岡山市	22	H7年度	
	児島湖流域下水道浄化センター	玉野市	50	H13年度	※
	岡山県総合グラウンド 陸上競技場	岡山市	10	H14年度	※
	工業用水道事務所 西之浦浄水場	倉敷市	100	H14年度	
	岡山リサーチパークインキュベーションセンター	岡山市	10	H14年度	※
	県立図書館	岡山市	100	H15年度	
	工業用水道事務所 西之浦浄水場	倉敷市	300	H16年度	
	動物愛護センター	岡山市	10	H16年度	
	天神山文化プラザ	岡山市	10	H16年度	※
	工業用水道事務所 鶴新田浄水場	倉敷市	400	H17年度	
	工業用水道事務所 笠岡浄水場	笠岡市	70	H17年度	
	総合福祉・ボランティア・NPO会館	岡山市	110	H17年度	※
	発電総合管理事務所	岡山市	20	H18年度	
	工業用水道事務所 西之浦浄水場	倉敷市	400	H18年度	
	県立倉敷天城中学校	倉敷市	10	H18年度	
	総合教育センター	吉備中央町	50	H19年度	※
	工業用水道事務所 鶴新田浄水場	倉敷市	200	H19年度	
	工業技術センター・テクノサポート岡山	岡山市	29	H21年度	
	農林水産総合センター 農業研究所	赤磐市	50	H21年度	
	岡山県庁舎	岡山市	32.5	H22年度	
	農林水産総合センター 生物科学研究所	吉備中央町	20	H22年度	
	岡山中央警察署	岡山市	16.7	H22年度	
	県立岡山操山中学校	岡山市	15	H22年度	
	県立岡山西支援学校	岡山市	63	H22年度	
	県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市	52	H22年度	
	県立高梁城南高等学校	高梁市	37	H22年度	
	県立総社南高等学校	総社市	55	H22年度	
	県立津山工業高等学校	津山市	50	H22年度	
	県立岡山城東高等学校	岡山市	55	H22年度	
	県立備前緑陽高等学校	備前市	25	H22年度	
	県立玉野光南高等学校	玉野市	53	H22年度	
県立西備支援学校	笠岡市	52	H22年度		
小水力発電	企業局 黒木えん堤発電所	津山市	100	S54年度	
	土木部 高瀬川ダム管理用発電所	新見市	280	S56年度	
	企業局 越畑発電所	鏡野町	200	S57年度	
	企業局 久賀発電所	美作市	190	S57年度	
	企業局 倉見発電所	津山市	660	S58年度	
	企業局 滝ノ谷発電所	津山市	120	S59年度	
	企業局 梶並発電所	美作市	180	S59年度	
	企業局 阿波発電所	津山市	360	S61年度	
	企業局 津川発電所	津山市	360	H7年度	
	企業局 三室発電所	新見市	460	H18年度	
	西粟倉村若杉天然水力発電施設	西粟倉村	1	H19年度	
バイオマス発電	農林水産総合センター 畜産研究所	美咲町	9.8	H17年度	

※ 指定管理者施設及びPFI施設

## 第4章 削減目標の設定

### 1 目標設定に係る対象範囲

事務事業編（第4期G O P）の削減目標の対象範囲については、第3期G O Pの考え方を基本としながら、次のとおりとする。

- ・温室効果ガス排出量及び主な環境負荷要因の電力使用量の対象としてテナント、道路照明等を追加する。
- ・主な環境負荷要因の庁舎用燃料（A重油、灯油）について、事業系の使用量も対象とし庁舎等用燃料使用量とする。また、新たに気体燃料（都市ガス、L P G）についても取組項目とする。

### 2 温室効果ガス排出量の削減目標

平成28年度までの6年間で、平成22年度比6%以上の削減を目標とする。

平成28年度目標 : 78,640 t-CO<sub>2</sub>

平成22年度実績 : 83,660 t-CO<sub>2</sub>

注) 排出量の算出は、平成22年度の排出係数を用いている。排出量の算定に道路照明等を追加したことと用いている排出係数を変更しているため、平成22年度実績は第3期G O Pにおける実績数値とは異なる。

県は、今年度策定した区域施策編において、県民、事業者、行政等が一体となって、県内の温室効果ガス排出量の削減に取り組むこととしているところであり、県自身の温室効果ガス削減の取組である事務事業編においては、区域施策編の温室効果ガス削減目標を上回る目標を設定し、県としての率先行動を行う必要がある。

また、省エネ法は、県を含む事業者に対し、原単位当たり年1%以上の省エネルギーの推進を行うことを努力目標としており、この目標も達成する必要がある。

#### (区域施策編の温室効果ガス削減目標)

平成32年度（2020年度）までに平成2年度（1990年度）比で11.5%の削減を目指す。

なお、これを事務事業編と比較可能な平成12年度（2000年度）から平成28年度（2016年度）までの期間に換算すると11.8%の削減に相当する。

そこで、区域施策編と同様の手法により、平成12年度の温室効果ガス排出量を算定すると次のとおりである。

平成12年度実績 : 92,197 t-CO<sub>2</sub>

注) 排出量の算出は、平成12年度の排出係数を用いている。

この平成12年度実績を平成22年度実績と比較すると、これまでで9.3%の削減を実現しており、今後、6%以上の温室効果ガス排出量の削減を行った場合の平成28年度目標：78,640 t-CO<sub>2</sub>と比較すると、平成12年度比で14.7%の削減を達成したこととなり、区域施策編の目標である11.8%削減を上回る目標となっている。

こうしたことから、事務事業編においては、省エネ法の努力目標である年1%以上、平成28年度までの6年間で平成22年度比6%以上の温室効果ガス削減を目標とする。

なお、基準年と比較した目標達成状況を評価する際に使用する排出係数については、取組の効果を正確に把握する観点から、基準年の係数を継続して使用することを基本とする。

### 3 主な環境負荷要因の取組目標

温室効果ガス排出量の削減をはじめとした環境配慮の取組を推進するため、次の各項目について、数値目標を設定し、取り組むこととする。

負荷要因	使用量等		目標削減率 (%)	備考	
	平成22年度実績	平成28年度目標			
エネルギー 関連項目	電力(kWh) <sup>※</sup>	108,693,531	102,171,919	△6.0	総電力:テナント、道路照明等含む
	自動車燃料(L)	2,473,894	2,268,561	△8.3	ガソリン、軽油
	庁舎等用燃料(液体)(L) <sup>※</sup>	1,675,100	1,571,059	△6.2	灯油、A重油
	庁舎等用燃料(気体)(m <sup>3</sup> ) <sup>※</sup>	949,334	886,264	△6.6	都市ガス、LPG
排出間接 項目	複写機用紙(枚)	115,692,656	108,701,800	△6.0	
	事務用封筒(枚) <sup>※</sup>	518,270	489,960	△5.5	
	水道水(m <sup>3</sup> )	988,413	908,502	△8.1	
	廃棄物(kg)	2,249,888	2,130,576	△5.3	

※ 新たに追加した項目及び対象範囲を変更した項目

## (1) エネルギー関連項目

県自身の温室効果ガス排出量の算定に直接反映する項目であり、温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、いずれの項目についても6%以上の削減を目標とする。

## (2) 間接排出項目（省資源等に関する項目）

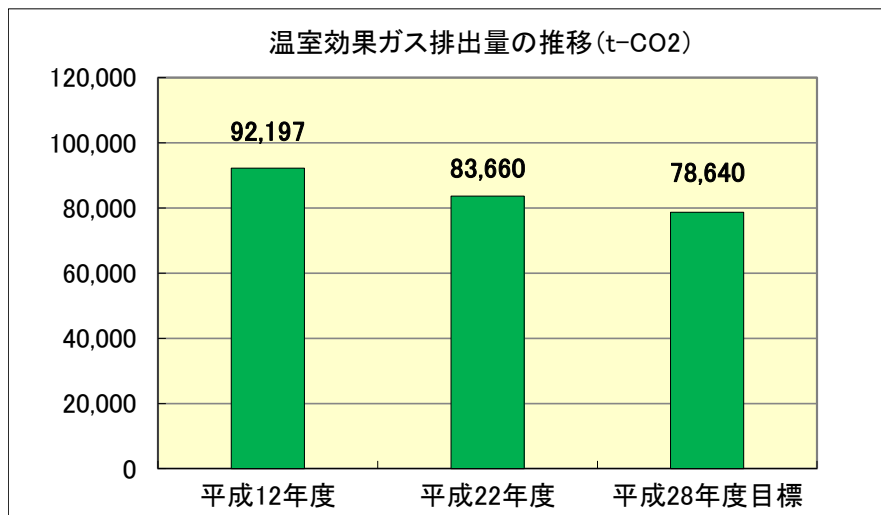
県自身の温室効果ガス排出量には直接反映しないが、複写機用紙等の生産や水道の供給等の過程において他の事業者が温室効果ガスを排出し、県としては間接的に温室効果ガス排出に関わる項目である。

また、県自身の省資源、3R、グリーン購入等の取組に関する項目でもあり、各部局の削減目標の積み上げを参考に目標を定める。

## (温室効果ガス排出量の目標)

(t-CO<sub>2</sub>)

	平成12年度	平成22年度	平成28年度 目標	削減率(%)	
				平成12年度比	平成22年度比
温室効果ガス排出量	92,197	83,660	78,640	△ 14.7	△ 6.0



## 第5章 具体的な取組

### 1 基本方針

#### (1) 施設・設備の省エネルギー化、新エネルギーの導入等に関する対策の実施

省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、太陽光発電等の新エネルギーの導入等を推進する。

#### (2) 職員の創意工夫を生かし、快適な環境を実現する取組の実施

省エネ、省資源等を推進するため、職員からの提案、優良事例等を積極的に取り入れ、環境配慮の取組と快適な職場環境等の両立を図る。

#### (3) EMS、省エネ法等に基づく管理体制の着実な実施

現在、県が事業者として実施している環境マネジメントシステムや省エネ法による管理体制を確実に推進する。

#### (4) 県民・事業者への普及につながる率先行動の実施

県において県民・事業者に実施を呼びかける環境配慮の施策について、県での率先実行の方針を示すことにより、県下への普及を図る。

### 2 重点取組事項

#### (1) 大規模施設における省エネルギー対策、新エネルギーの導入促進

特に大規模施設においては、省エネルギー診断の実施、改修計画の策定等により、省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、太陽光発電等の新エネルギーの導入等を計画的に進めるとともに、建物について原則として次世代省エネルギー基準を満たすこととするなど、重点的な対策を検討する。

#### (2) 省エネ点検月間の実施

EMSのチェック項目に加えて、OA機器、照明、空調など施設・設備の管理運営状況をチェックシートで点検する強化月間を設ける等により、重点的に省エネの取組を行う。

#### (3) クールビズ、ウォームビズに伴う冷暖房温度の適正な管理

すべての施設において、クールビズ、ウォームビズを推進し、導入可能な対策、取組を進めるとともに、冷暖房温度の適正な管理を徹底する。

#### (4) 時間外勤務の縮減と不要箇所の消灯の徹底

時間外勤務の縮減を図るとともに、庁内放送による確認等により、時間外勤務の際の執務室、トイレ等の不要箇所の消灯を徹底する。

**(5) 環境に配慮した車両の導入とエコドライブの推進**

車両更新時には環境に配慮した低燃費車、電気自動車等の導入を積極的に進めるとともに、アイドリングストップなどエコドライブの取組を強化する。

**(6) 全庁共通システム、電子申請、ホームページ等のIT活用の推進**

現在あるIT基盤の一層の利用に努め、メールによる文書施行、簡易電子申請システムを利用した調査、データ集計等を行い、事務におけるペーパーレス化、省力化を推進する。

**(7) 両面印刷、縮小印刷、裏紙利用の徹底**

特に支障がある場合を除き、両面印刷、縮小印刷（1枚の用紙に2ページ分を印刷する等）、裏紙利用を徹底し、コピー機の初期設定やパソコンのプリンター設定において実施する。

**(8) 県庁マイバッグ運動の推進**

業務においては、紙袋等の利用を避け、マイバッグ（布製、ナイロン製等の耐久性のあるバッグ）の使用を推進する。

**3 具体的な取組項目**

取組項目については、次の（1）～（8）の項目ごとに整理している。

- （1）電力使用量の節減
- （2）自動車燃料使用量の節減
- （3）庁舎等用燃料使用量の節減
- （4）省資源の推進
- （5）ごみの排出量の削減
- （6）グリーン購入の推進
- （7）その他環境配慮の取組
- （8）職員に対する研修の実施等

(1) 電力使用量の節減

① 庁舎

(凡例) 《 》書きは、県が普及を進める施策

項目	行動メニュー
<p>(1) 機器使用等に伴う電力使用量の節減</p>	<p>①室内照明の効率的な使用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口業務の部所等を除き、昼休みは全面消灯する。</li> <li>・ 始業時間前及び時間外勤務の際の点灯は必要最小限とする。特に時間外勤務の際の照明については、終業時間後に不要箇所の消灯を確認する等の方法により、必要な箇所のみ点灯を徹底する。</li> <li>・ 晴天時には窓際の消灯を行う。</li> </ul> <p>②OA機器、家電製品等の電力消費について適正な管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課室等に設置する電器製品は、必要最小限とする。</li> <li>・ パソコン、コピー機等の省電力機能(自動的に低電力モードに移行する機能)等の適切な設定を徹底し、待機電力を削減する。</li> <li>・ 冷蔵庫の設定温度は中とし、電気ポット等の保温は利用しない(又は最小限とする。)など、使用方法の改善に努める。</li> <li>・ 退庁時や長期間使用しない場合は、電気製品等のプラグをコンセントから抜く若しくはスイッチ付きOAタップの活用等により待機電力の削減を図る。</li> <li>・ 旧型のエネルギーをより多く消費するものから、計画的、重点的に、エネルギー消費効率の高いものへの切り替えを行う。また、常時電源を入れて使用するプリンターは必要最小限とし、コピー・プリンター・ファクシミリ等の複合機を活用する。</li> <li>・ 知事部局本庁舎にあっては、岡山県統合共有ファイルサーバの活用を努め、各課室で個別に設置している外付けハードディスクなどの削減を図る。</li> </ul> <p>③冷暖房に係る省エネルギーを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季のノーネクタイ、ノー上着、冬季の重ね着、ひざ掛けの活用等のスーパークールビズ、ウォームビズの取組を率先して実行する。</li> </ul> <p>《クールビズ・ウォームビズ県民運動の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房効率向上のため、ドア・窓は必ず閉める。また、ブラインドの活用により、冷房時は直射日光を遮断し、暖房時には直射日光を取り入れ、快適な室温づくりに役立つ。</li> <li>・ 可能な場合には、庁舎管理者の許可を受けて緑のカーテン、すだれ等を設置することを検討する。</li> <li>・ 冷暖房時に扇風機を併用することで、空気を循環させ冷暖房効果を高める。</li> <li>・ 個別に冷暖房を使用する場合には、冷房の室内温度は28℃に暖房は18℃に調整し、使用が終わったら冷暖房の停止を確認する。</li> <li>・ 小型の暖房用機器については、勤務時間内は全面禁止とし、勤務時間外は使用許可を得た上で、台数、使用時間等を最小限とする。</li> </ul>



項目	行動メニュー
	<p>④ 4階程度の移動にはエレベーターを使用せず、階段を利用し、健康増進と節電に努める。</p> <p>⑤ 業務の見直しや効率的執行を一層推進し、時間外勤務の縮減を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水曜日と金曜日の「ノー残業デー」での定時退庁に努める。</li> <li>・ 7、8月の「ゆとり月間」に併せて勤務時間終了後の執務室の一斉消灯を行う「ノーライト運動」を推進する等の取組を行う。</li> </ul>
<p>(2) 庁舎等の管理に伴う電力使用量の節減</p>	<p>① 電力の効率的利用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然光が入るトイレ、階段、廊下等は、昼間は消灯する。</li> <li>・ 施設敷地内の外灯等の点灯は、安全等へ配慮しつつ最小限とする。</li> <li>・ 利用者に著しい不便を生じさせない範囲で、エレベーターの運行台数を削減する。</li> <li>・ スイッチに照明場所の表示を行う等により、必要部分のみの照明点灯を促す。</li> <li>・ 調光設備について、施設の利用に応じて人感センサ、自動照度調節、タイマー制御装置等の効率的な照明制御方式の採用に努める。</li> <li>・ 自動販売機については、更新時、必要最小限の台数とするとともに、原則として省エネルギー型のものとする。</li> </ul> <p>② LEDや高効率蛍光灯など省エネルギー型の照明設備への切り替えを進める。</p> <p>③ 電力使用量等の見える化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力使用量等を省エネナビ（使用電力量が表示される機器）や省エネのためのクラウドサービス（エネルギー使用量をインターネット経由で送信し、web上で使用量を表示する等のサービス）等を使って見える化し、職員の意識向上を図る。</li> <li>・ 事務所等の使用電力量の上限を設けて上限値に近づくと自動警告する省エネシステムの導入等を検討する。</li> </ul> <p>④ ライトアップ施設や事務所の電気を消すライトダウンに率先して取り組む。</p> <p>《ライトダウンキャンペーン》</p> <p>⑤ 電力負荷平準化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力負荷平準化を図るため、電気使用量の適正な管理を行う。</li> <li>・ 施設の新設・改修に当たっては電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討する。</li> </ul> <p>⑥ 電力購入において、電力会社の温室効果ガス削減の努力を評価し温室効果ガス排出係数の低い電力を優先的に購入する「環境配慮契約」の導入を推進する。</p>

## ② 事業

項目	行動メニュー
事業に使用する施設・設備における電力使用量等の節減	<p>①道路照明、空港照明、信号灯器等について、長寿命で省電力であるLEDなどの高効率照明設備への交換を進める。</p> <p>②事業用のポンプ、空調設備等について、設備更新時に高効率機器の導入を推進する。</p>

## (2) 自動車燃料使用量の節減

項目	行動メニュー
自動車燃料使用量の節減	<p>①公用車の使用の抑制及び効率的な使用等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張は、極力、公共交通機関を利用する。</li> <li>・急発進、急加速を回避し、経済走行（一般道40～60km/h、高速道路80km/h）を行うなどエコドライブに努めるとともに、緊急車両の待機時等を除き、アイドリング・ストップを厳守する。</li> </ul> <p>《「おかやまエコドライブ宣言」県民・事業所の募集》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ方面に出張する職員と同乗利用するなど、1回の公用車使用で極力複数業務を行えるよう合理的な配車を行う。</li> <li>・タイヤ空気圧を適正に調整するなど点検整備を行う。また、車載物を点検し、不要な荷物を載せないようにする。</li> <li>・カーエアコンについて、こまめにオン・オフ、温度調整するなど適切な運転を行う。</li> <li>・環境性能の高い電気自動車を積極的に利用するとともに、充電ポイントを活用し、走行距離の延長を図る。また、長距離の出張については、低燃費車の使用に努める。</li> <li>・出先機関等を対象とする会議を開催する場合は、同種の会議計画の有無を確認するなどして合理的な開催に努める。また、岡山県テレビ会議システム等の利用を推進する。</li> </ul> <p>②近距離の出張は、自転車の積極的な利用を図る。自転車の集中管理を行うなど、より利用しやすい方策を検討する。</p> <p>③公用車の適正な管理を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の使用実態の精査等により、必要最小限の台数を配置する。</li> <li>・車両の更新に当たっては、環境に配慮した低燃費車、電気自動車等の導入を積極的に推進する。</li> <li>・高速道路の使用頻度の高い車両からETC車載器の設置を推進する。</li> </ul>

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
	<p>④公用車の使用における職員の意識啓発を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実状に応じ、ノーカーデーを設定するなど、職員の意識啓発を図る。</li> <li>・アイドリングストップステッカーを公用車等に貼ることにより、職員の意識向上とともに、県民に対しての普及啓発を図る。</li> <li>・公用車を運転する職員に対して、エコドライブ等の講習会を実施する。</li> </ul>

(3) 庁舎等用燃料使用量の節減

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
(1) 機器使用等に伴う燃料使用量の節減	<p>①冷暖房温度の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内の冷房は室内温度を28℃に、暖房は18℃に調整する。</li> </ul> <p>②多くの給湯を必要とする施設においては、高効率給湯器の導入を検討する。</p>
(2) 庁舎等の管理に伴う燃料使用量の節減	<p>①事業用のボイラー、ポンプ等について、設備更新時に高効率機器の導入を推進する。</p> <p>②燃焼設備の更新等に際しては、温室効果ガス排出量が相対的に少ない都市ガス、LPガス等への燃料の変更を推進する。現在使用中の設備において、燃料の変更が可能な場合も同様とする。</p>

(4) 省資源の推進

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
(1) 紙の使用量の節減	<p>①複写機用紙の使用量の節減を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料等の簡素化を一層推進するとともに、特に支障のある場合を除き、両面印刷や縮小印刷（1枚の用紙に2ページ分を印刷する等）、裏紙利用、A3用紙の使用を行う。</li> <li>・機器等の近くに取組目標や実績値、印刷単価（カラー・白黒）、省資源となる印刷方法などを掲示し、職員の取組意識を高める。</li> <li>・ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す。あるいは、リセットボタンを押さなくても、数秒たてばリセットできる機能を活用する。</li> <li>・定例的なもの、軽易なものについては、余白処理による起案を徹底する。</li> <li>・電子申請システムの活用など行政手続きにおけるペーパーレス化を一層推進する。</li> <li>・外部への公表資料等においては、ホームページへの掲載、メーリングリストの活用等、電子媒体での提供を可能な限り推進する。</li> </ul>

項目	行動メニュー
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部連絡や回覧等については、電子メールや電子掲示板を利用する。</li> <li>・ プロジェクター等の活用により、会議等でのペーパーレス化を推進する。</li> <li>・ 会議資料等についてはデータ等による事前配布を検討し、余部は必要最小限とする。また、資料を電子データで配布する際は、無駄なページが印刷されないか、事前に印刷イメージで状況を確認する。</li> <li>・ F A X 送付状や内部連絡資料等の送付状はできるだけ省略する。</li> <li>・ パソコンの基本印刷設定を白黒、裏紙利用とする。</li> <li>・ 資料はコピーではなく電子ファイル化して保存することで、個人の資料を削減し、資料の共有化を推進する。</li> <li>・ 新聞の紙面購読から電子媒体を利用した購読に切替を検討する。</li> </ul> <p>②封筒の使用量の節減を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議等においては、封筒は配布せず、資料持ち帰り用の袋等の持参を出席者へ依頼する。</li> <li>・ 封筒が再利用しやすいように所属間の封筒綴じは、必要な場合を除きテープ止めとする。</li> <li>・ 庁内の連絡については、使用済み封筒の再利用を推進する。</li> <li>・ 折り曲げができない文書等を除き、定形(長形3号)封筒を使用する。</li> <li>・ 本庁において、行政機関等へまとめて発送する文書については、極力、封筒を使用しないこととする。</li> </ul>
(2) 水道水使用量の節減	<p>水道水の効率的使用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車の洗車に当たっては、バケツを利用する等、節水に努める。</li> <li>・ トイレの二度流しや洗面所での流しっ放しを避け、節水に努める。</li> <li>・ 圃場への散水、庭木、グラウンドへの散水は雨水等を積極的に利用する。</li> </ul>
(3) 庁舎等の管理に伴う水道水使用量の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水道の水圧を、使用に支障のない範囲で低めに調整する。</li> <li>②給水装置等の末端に、感知式の洗浄弁、自動水栓、節水コマ等の節水に有効な器具の設置を推進する。特に節水コマについては、業務に支障のない範囲で可能な限り設置することとする。</li> <li>③建築物の規模、用途に応じ、雨水の適切な利用を図るための貯留タンク等の雨水利用設備の導入を検討する。また、排水再利用設備等の導入を検討し、可能な場合には積極的に推進する。</li> <li>④トイレに流水音発生器の設置を推進する。</li> <li>⑤各施設等において水漏れ点検の徹底を図る。</li> <li>⑥トイレ・給湯室への掲示等により、職員・生徒・来庁者などへ節水への協力を呼びかける。</li> </ul>

## (5) ごみの排出量の削減

項目	行動メニュー
ごみ排出量の削減及びリサイクル等の推進	<p>①ごみの排出量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人ひとりが常に減量化の意識を持つよう、庁舎や事務所等から排出する廃棄物の量を計量により把握し、公表に努める。</li> <li>・個人用のごみ箱を全廃し、ごみ箱の設置は各課室原則1カ所とする。</li> <li>・紙類の分別を徹底するとともに、簡易包装の商品の購入、紙コップの使用を極力控えるなど、可燃ごみのうち紙類を減らす。</li> <li>・シュレッダーの使用は、真に秘密の保持を必要とする文書に限定する。</li> <li>・ポスター、カレンダー、複写機用紙等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用する。</li> <li>・業務においては、紙袋等の利用を避け、マイバッグ（布製、ナイロン製等の耐久性のあるバッグ）を使用する。また、買い物際にはマイバッグを使用し、レジ袋を受け取らないように呼びかける。</li> <li>・使い捨て製品の購入を抑制し、詰め替え製品やリターナブル容器（繰り返し使用も可能な容器）入り製品を優先的に購入する。また、より耐久性の高い備品等の購入に努める。</li> <li>・OA機器等が故障した場合は、著しくエネルギー効率や機能が低い場合等を除き、修理して長期間使用する。</li> <li>・マイ箸、マイボトルの利用により、割り箸や飲料用ペットボトルの利用を控える。</li> <li>・庁内食堂の業者に対して、食事の量の選択制を導入など、食べ残しを減らすための工夫を要請する。</li> </ul> <p>②リサイクル等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の推進のため、分別方法を分かりやすく各所属に周知し、ビン、カン類等の再資源化が可能なものは分別を徹底する。</li> <li>・用度課「使える！不要品情報」を活用し、不用になった電器製品、事務用機器等は、積極的に再利用を図る。</li> <li>・使用後のレーザープリンタ等のトナーカートリッジは、必ずリサイクルする。</li> <li>・シュレッダーくずについては資源として売却する。</li> <li>・庁内店舗に対して、過剰包装の自粛や缶・ビン・ペットボトルの回収箱設置を要請する。</li> </ul>

## (6) グリーン購入の推進

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
グリーン購入の推進	<p>「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づいて購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の購入は必要最低限とし、丁寧な使用を心がける。</li> <li>・ 岡山エコ製品を積極的に利用する。</li> </ul> <p>&lt;主な調達品目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙類、文具類、機器類、制服等・・・主として3Rを推進すべきもの</li> </ul> <p>※ 3R：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ O A 機器、家電製品・・・主としてエネルギーの消費を抑制すべきもの</li> <li>・ 自動車（特殊な車両を除く）・・・低排出ガスでかつ低燃費車 特に、電気自動車の導入を促進する。</li> </ul> <p>※ 調達に当たっての判断基準は、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等による。</p>

## (7) その他環境配慮の取組

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
(1) 庁舎等の管理に係る省エネルギー対策の徹底	<p>①庁舎等において、太陽光発電等の新エネルギーの積極的な導入を進める。</p> <p>②施設・設備の更新時には省エネ設備・機器の導入に努める。特に、エネルギーを多く消費する大規模施設において、省エネルギー診断の実施や改修計画の策定時により、計画的な導入を進める。また、可能性がある場合には、E S C O 事業の導入について検討する。</p> <p>※ E S C O 事業 (Energy Service Company) とは、省エネルギーに関する包括的なサービスの提供を受け、光熱費の削減等の一部を報酬として支払う事業</p> <p>③省エネ効果等を調査・検討のうえ、コージェネレーションシステム、燃料電池を活用した設備の導入を推進する。</p> <p>④建築物の環境基本性能の向上を図るため、全ての新築建築物を次世代省エネルギー基準（H11基準）以上とするよう努めるとともに、大規模施設を中心に耐震改修等に併せて、既存建築物の断熱改修を進める。</p> <p>⑤省エネ点検月間を設定し、EMSのチェック項目に加えて、O A 機器、照明、空調など施設・設備の管理運営状況をチェックシートで点検する等により電気使用量の削減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各機器等を使用する際に目にはいるところに目標や実績値を掲示し職員の取組意識を高める。</li> </ul>

項目	行動メニュー
<p>(2) 汚染物質排出の削減等</p>	<p>①フロン対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類を冷媒として使用する空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適正な管理を行い、冷媒の漏えい等の防止に努めるとともに、設備の廃棄に当たっては、冷媒の適切な回収及び処理を行う。</li> <li>・フロン使用機器にシールを貼り、見える化に取り組む。</li> </ul> <p>②冷暖房設備等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備等の新設、更新に当たっては、技術開発の動向を踏まえ、環境保全上の観点から適切な冷媒を使用したものを導入する。</li> <li>・より断熱性能の高い建築資材等の活用を推進するとともに、可能である場合にはHFCを使用しない建築資材の利用を推進する。</li> <li>・複層ガラスや断熱フィルム等開口部の断熱化、気密化について、省エネ効果等を検証しながら推進する。</li> </ul> <p>③敷地内の樹木の管理に当たっては、農薬の使用を可能な限り抑制する。</p> <p>④下水道が未整備の地域にある事務所等の生活排水については、排水を合併処理浄化槽により処理する。</p> <p>⑤有害物質を取り扱う試験研究機関、学校等では、適正な排気処理や排水処理等を行うなど、環境への影響に特に配慮する。</p>
<p>(3) 良好な環境の保全と創造</p>	<p>①施設整備等に当たっては、各地域の特性に応じ、良好な大気の確保、良好な水域の生態系の確保、景観保全、歴史的環境への配慮に努め、地域の自然環境等との調和に配慮する。</p> <p>②庁舎等の敷地内には十分な植栽を行い緑化を推進し、適正な育成管理を行う。また、県有施設の屋上緑化、壁面緑化について、実現可能性、効果等を検討のうえ推進する。</p> <p>③環境保全のため、県有遊休地の適正な管理に努める。</p>
<p>(4) 公共事業における環境配慮の推進</p>	<p>県が行う公共事業について、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」により、事業の種類ごとに、その計画から施工・管理に至る各段階で環境に配慮した取組を実施する。</p>
<p>(5) 森林の整備保全の推進</p>	<p>①県が所有・管理する森林について、「21おかやま森林・林業ビジョン」等に基づき、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、温室効果ガスの吸収源としての機能を維持・向上させる。</p> <p>②「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の規定に基づく「晴れの国おかやま県産材利用推進指針」に従い、公共建築物等の木造、木質化等に努める。</p>

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
(6) その他の取組の推進	<p>①会議の開催に当たっては、参加者の公共交通機関による参加が容易な会場を選定するなど環境に配慮した開催に努める。</p> <p>②イベントについてはエコ化を推進するため、「おかやまグリーンイベントガイドライン」や美作県民局で作成した「イベントエコマニュアル」「リユース食器利用の手引き」などを積極的に活用し、環境配慮型の取組を進める。</p> <p>③通勤は、パーク＆ライドを含めた公共交通機関や自転車を利用するよう努める。また、ノーマイカーデーを設け、通勤におけるマイカー使用自粛を率先して実行する。</p> <p>④県有施設において地球温暖化対策や省エネ等に関わる先導的な環境技術の導入を推進する。</p> <p>⑤庁内に常駐する外部機関や施設利用者に対し、県の環境配慮の行動について理解と協力を求める。</p>

## (8) 職員に対する研修の実施等

項 目	行 動 メ ニ ュ ー
環境に関する研修の実施等	<p>①職員の環境保全意識の向上を図るため、EMSをはじめとする環境に関する研修を実施する。</p> <p>②各部局、所属等において、重点取組項目の設定や啓発標語の作成・掲示等により職員の意識啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属単位で把握できる実績値や施設・設備管理担当所属から提供のあった実績値等について、実績の推移や前年度との比較を定期的に職員に周知する。</li> </ul> <p>③地球温暖化防止活動推進センターなどが行う環境問題に関するイベントあるいは身近な環境配慮の取組事例等、省エネや環境保全に関する情報を積極的に提供し、地域の環境保全活動等への職員の積極的な参加を奨励する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が環境保全活動に参加できるよう、休暇を取りやすい環境づくりを進める。</li> </ul> <p>④職員から環境保全に資するアイデアの提案を求め、効果や実現可能性について検討し、実施する。</p> <p>⑤地球温暖化防止に向けて、家庭での省資源・省エネ・リサイクルの取組などを支援する「アースキーパーメンバーシップ制度」への登録など、県の進める環境配慮の取組への職員の参加を呼びかける。</p>



## (参考) 県の率先行動

県が、県民・事業者に普及を進める環境配慮の取組であって、自ら率先行動として取り組んでいるものは、次のようなものがある。

### 《「おかやまエコドライブ宣言」県民・事業所の募集》

アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、それぞれがエコドライブを実践する「おかやまエコドライブ宣言者」を募集し、登録している。

### 《おかやまグリーンイベントガイドライン》

地域や事業所で開催される各種イベントが企画の段階からごみの減量、公共交通の利用、騒音の抑制等、環境に配慮した取組を行われるよう「グリーンイベントガイドライン」を策定し、イベントのエコ化を推進している。また、美作県民局では、「イベントエコマニュアル」「リユース食器利用の手引き」を作成し、環境負荷に配慮したイベントづくりの普及啓発等に努めている。

### 《おかやまもったいない運動》

3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））について県民の意識改革と実践行動を促すため、「もったいない」をキーワードとして各種イベントの開催やPR活動などを行い、「岡山県下統一ノーレジ袋デー」の取組を推進している。

### 《クールビズ・ウォームビズ県民運動》

オフィスや家庭などで冷房や暖房に頼らないライフスタイルを呼びかけるクールビズ（期間や取組内容を拡大したスーパークールビズ）や、ウォームビズの取組の定着を図っている。

### 《ライトダウンキャンペーン》

夏至や七夕の日などにライトアップ施設や事務所の電気を消すライトダウンへの参加を呼びかけている。

# <資料編> 温室効果ガス排出量の現状

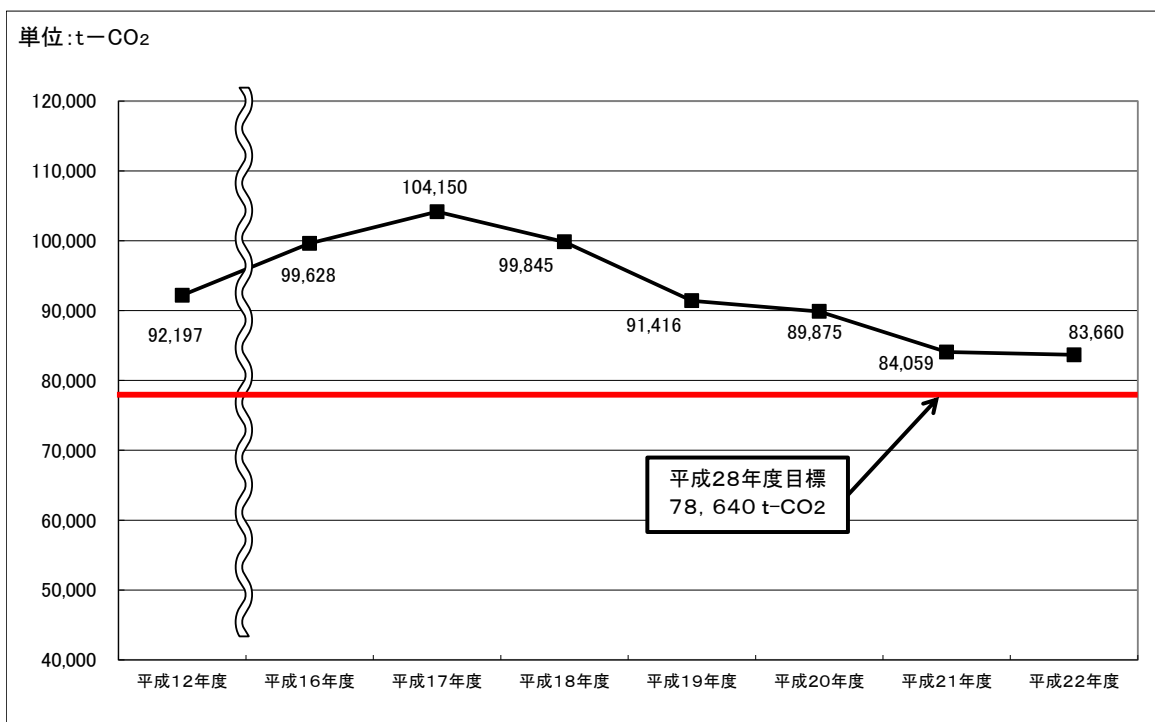
平成28年度目標の基準となる平成22年度実績については、次のとおりである。

## (1) 温室効果ガス排出量の推移

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

	平成12年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
温室効果ガス排出量	92,197	99,628	104,150	99,845	91,416	89,875	84,059	83,660
電力の実排出係数※	0.625	0.672	0.680	0.668	0.668	0.677	0.674	0.628

※ 中国電力の発電に使用した石油等の量に基づき算定した年度ごとの排出係数

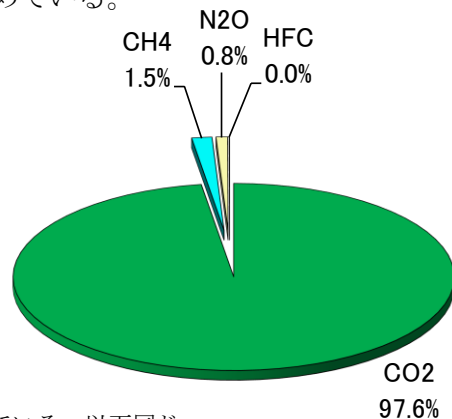


## (2) 温室効果ガス別排出量内訳 (CO<sub>2</sub>、メタン等)

温室効果ガス別排出量は、CO<sub>2</sub>が97.6%を占めている。

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	平成22年度実績	割合
CO <sub>2</sub>	81,691	97.6%
CH <sub>4</sub>	1,237	1.5%
N <sub>2</sub> O	707	0.8%
HFC	24	0.0%
合計	83,660	100.0%



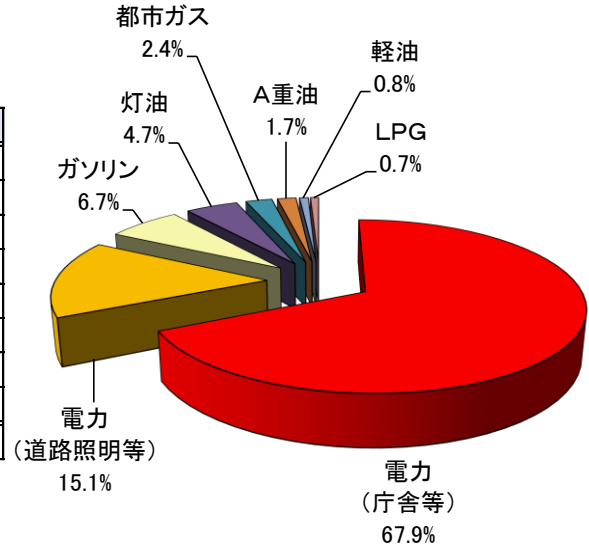
注) 平成22年度実績の算定は、平成22年度の排出係数を用いている。以下同じ。

(3) エネルギー起源CO<sub>2</sub>のエネルギー別排出量内訳（電力（庁舎等、道路照明等）、ガソリン、灯油、軽油）

CO<sub>2</sub>エネルギー別排出量は、電気の使用による排出量が最も多く、83.0%を占めているので、節電など省エネの取組や新エネルギー導入の重要性は高い。

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	平成22年度実績	割合
電力(庁舎等)	55,439	67.9%
電力(道路照明等)	12,328	15.1%
ガソリン	5,440	6.7%
灯油	3,871	4.7%
都市ガス	1,957	2.4%
A重油	1,387	1.7%
軽油	660	0.8%
LPG	609	0.7%
合計	81,691	100.0%

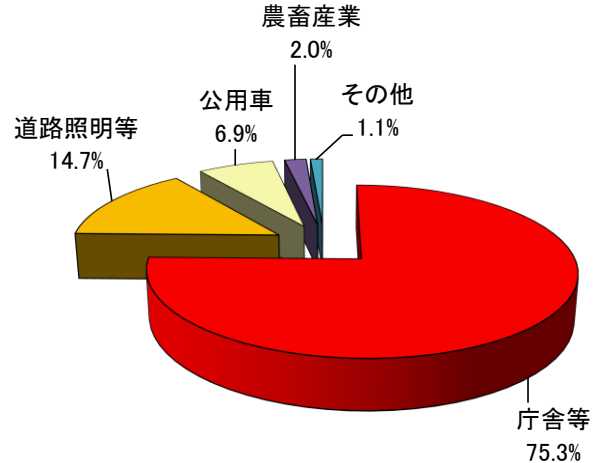


(4) 発生源別排出量内訳（庁舎等、道路照明等、公用車、農畜産業、その他※）

発生源別排出量は、庁舎等での発生が最も多く、75.3%を占めている。

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	平成22年度実績	割合
庁舎等	63,016	75.3%
道路照明等	12,328	14.7%
公用車	5,752	6.9%
農畜産業	1,639	2.0%
その他※	925	1.1%
合計	83,660	100.0%



※ 船舶、航空機、浄化槽等によるもの

(5) 省エネ法の事業者別内訳（知事部局、教育庁、警察本部、企業局）

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	平成22年度実績	割合
知事部局	30,704	36.7%
教育庁	20,297	24.3%
警察本部	18,694	22.3%
企業局	13,966	16.7%
合計	83,660	100.0%

